

**「平成 28 年(2016 年)熊本地震」における災害救助法適用地域のお客さまに対する
特別お取扱いについて**

この度の災害により被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

弊社では、「平成 28 年(2016 年)熊本地震」における災害救助法適用地域(※1)のお客さまを対象に下記の特別お取扱いを実施いたします。

(※1)対象地域は内閣府 HP「災害救助法の適用状況」より、「熊本県熊本地方の地震にかかる災害救助法の適用について」をご確認ください。

URL:http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

記

1. 災害関係特約について保険金等の全額お支払い

災害関係特約については、約款上に地震等による災害死亡保険金、災害入院給付金を削減したり支払わない場合があると規定されていますが、これを適用せず災害死亡保険金等を全額お支払いいたします。

2. 保険料のお払込みについて

保険料をお払込み中のご契約で、この度の災害による影響によりお払込みが困難な場合、保険料のお払込みを猶予する期間を最長6ヶ月間延長させていただきます。

3. 保険金・給付金・契約者貸付等の簡易迅速なお支払い(支社での窓口現金払)

お手続きに必要な書類を一部省略する等、簡易迅速なお取扱いをさせていただきます。

これに加えて、ご請求者本人が支社窓口でお手続きされる場合、通常は銀行振込によるお支払いのところ、一回につき原則 50 万円まで窓口にてお支払いするお取扱いもさせていただきます。

なお、支社窓口での現金払のお取扱いは第一生命保険のご契約が対象となります。

4. 必要な入院治療を受けられなかった場合の特別お取扱いについて

当社では、約款規定に基づき、病院または診療所において医師による入院治療を受けた場合に入院給付金をお支払いすることにしておりますが、この度の地震では、本来入院による治療が必要であったにもかかわらず、病院または診療所にご入院できないケースが想定されることを踏まえ、入院給付金のお支払いについて次のとおりお取扱いいたします。

(1) ご入院を直ちに出来なかった場合

この度の地震により、入院治療が必要ながをされたものの、被災地等の事情により直ちにご入院することが出来ず、一定期間経過後にご入院された場合は、お申出をいただくことにより、けがをされた日からご入院を開始したのものとして入院給付金をお支払いいたします。

(2) ご退院が当初の予定より早まった場合

引き続き入院治療が必要であったものの、病院が満床である等の理由により、ご退院が当初の予定より早まり、その後は臨時施設(病院と同等に見なせる施設)等で医師により入院と同等の治療を受けた、または医師の指示により自宅療養された場合は、本来必要な入院期間についての医師の証明書等をご提出いただくことで当該期間についてもご入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。

(3) ご入院出来なかった場合

入院治療が必要であったにもかかわらず、病院が満床である等の理由によりご入院出来ず、臨時施設等で医師により入院と同等の治療を受けた場合は、本来必要な入院期間についての医師の証明書等をご提出いただくことで当該期間についてご入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。

5. 新規契約者貸付に対する特別金利の適用(利息の免除)について

災害救助法適用地域で被災されたご契約者さまが新たに契約者貸付をご利用になる場合、以下のとおり特別金利(利息の免除)を適用させていただきます。

対象のご契約	個人保険・個人年金保険契約 (ただし、変額保険および変額年金保険を除く)
特別金利	年0.0%
契約者貸付金額の上限	解約返戻金の一定割合以内
新規貸付受付期間	2016年4月14日から2016年6月30日まで
特別金利適用期間	新規貸付日から2016年10月31日まで

このお取扱いは第一生命保険のご契約が対象となります。

なお、対象となる契約者貸付については、第一生命カードをお持ちでない方でも、第一生命コンタクトセンター フリーダイヤル(0120-157-157)の音声ガイダンスによる「お引き出しクイックテレホンサービス」(※2)にて保険料引去またはお届済の銀行口座に迅速にお振込みさせていただき、銀行や最寄りのコンビニエンスストアなどの ATM でお引き出しいただくことが可能です。また、第一生命カードをお持ちの場合は、最寄りのコンビニエンスストアや郵便局などの ATM で手続き・お引き出しいただくことも可能です。

(※2)「お引き出しクイックテレホンサービス」では、「契約者貸付」のほか、「積立配当金」「すえ置金」のお引き出しについても、同様の方法でご利用いただけます。

6. 保険契約の失効に関する特別お取扱いについて

契約者貸付を受けられているご契約や保険料自動貸付(立替)が適用されているご契約で、貸付金・立替金返済のお手続きができないことにより失効する場合について、お客さまからのお申出により2016年10月31日まで猶予期間を設定しご契約を失効させないお取扱いをいたします。なお、このお取扱いは第一生命保険のご契約が対象となります。

7. 企業向け融資の特別お取扱いについて

災害救助法適用地域で被災された企業の方々に、現在、当社の企業向け融資をお受けいただいているお客さまを対象に、個別の事情を勘案のうえ、利息のお支払いや元金のご返済時期の延長などにつき、ご相談に応じます。

以上

【お客さまからのお問い合わせ先】

第一生命保険株式会社・第一生命グループ

平成28年(2016年)熊本地震専用フリーダイヤル **0120-086-817**

受付時間 月曜～金曜 9:00～18:00 土曜・日曜 9:00～17:00(年始を除く)

※第一フロンティア生命・ネオファースト生命(以下グループ会社)でお申出をお受けできない曜日・時間帯については、上記フリーダイヤルにてグループ会社のお客さまからのお申出をお受けいたします。お申出内容への回答、お手続き詳細につきましては、グループ会社より折返しのご連絡をさせていただきます。